土地改良法（昭和24年法律第１９５号）第48条第９項において準用する同法第10条第１項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年10月14日認可した。

平成28年10月21日

香川県知事　浜　田　恵　造

土地改良区名	土地改良事業名
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）苗代池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（樋門改修事業）奥池地区
大窪池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）五ノ坪地区